

大阪市水道局
業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン
第 1.0 版

大阪市水道局総務部 DX 推進課

 改訂履歴

版	年月日	改定内容
1.0 版	2025 年 4 月 25 日	初版



目次

1	はじめに	3
2	受注業務または指定管理業務における生成 AI の利用規定	4
3	生成 AI 利用に関する特記仕様書及び生成 AI 利用に関する確認について	8
4	生成 AI 利用に関する特記仕様書の運用フロー	10



1 はじめに

- 大阪市水道局（以下「当局」といいます。）では、業務時間の短縮や作業負荷の軽減を図るべく、令和6年度から文章生成 AI の利用を開始しました。
- 生成 AI の利用は業務効率化が期待される一方で、情報漏えいや回答の不正確さ、知的財産権の侵害といったリスクも伴うことから、職員向け利用ガイドラインを策定し、ルールを遵守して利用しているところです。
- 当局が発注する業務においても、受注者や指定管理者（以下「業務受託事業者等」といいます。）が生成 AI を利用することで同様のリスクを伴うことから、安全性を確保しながら、業務の効率化と質の向上を実現するためには、当局が利用内容や情報セキュリティ管理体制を把握したうえで、業務受託事業者等に文章生成 AI を利用してもらうことが必要です。
- そこで、当局と契約又は協定を締結する際には、本ガイドラインに定める利用規定を遵守する内容の特記仕様書を添えて契約又は協定を締結することとし、業務受託事業者等が文章生成 AI を利用する場合には、業務所管部署へ利用内容等の確認依頼を行い、承認を受けていただく必要があります。
- また、生成 AI の生成物を利用する際には他者の権利を侵害しないよう特に細心の注意を払う必要がありますが、動画や画像などの生成物は、類似性等の判断が困難な性質から著作権などの権利侵害を指摘される可能性があるため、その利用を禁止しています。

本ガイドラインに基づき、業務受託事業者等の皆さまには生成 AI の利用ルールの遵守をお願いします。



2 受注業務または指定管理業務における生成 AI の利用規定

- ・「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理業務において生成 AI を利用する場合には、事前に発注者あて所定様式に確認を依頼し、確認を受けるとともに、下記利用規定を遵守する必要があります。

利用規定

- 1 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 2 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 3 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- 4 インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI（ChatGPT や Gemini など）の利用を禁止する
- 5 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイト（Google や Microsoft Bing など）は、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 6 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 7 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 8 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 9 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること

- 10 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 11 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
- なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 12 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

解説

- 1 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。

「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理業務において文章生成 AI を利用する場合には、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」の定めにより、事前に発注者宛に所定様式により確認依頼をし、確認を得たうえで、利用規定を遵守して利用する必要があります。

また、確認内容に変更等が生じた際には変更の届け出が必要です。

生成 AI を利用しない場合は、特段の届出は不要です。

- 2 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと

生成 AI には、情報漏えい、回答の不正確性、知的財産権侵害等様々な問題が指摘されています。これらのリスクを考慮して、当面、文章生成 AI の利用は業務支援目的での利用に限定することとしています。

市民や事業者向けに、生成 AI の生成物を直接供給するような使い方は禁止します。生成 AI の出力結果はあくまで業務の補助として利用してください。

3 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する

生成 AI の生成物を利用する際には他者の権利を侵害しないよう特に細心の注意を払う必要がありますが、文章生成 AI 以外の、動画や画像などの生成物は、類似性等の判断が困難な性質から著作権などの権利侵害を指摘される可能性があるため、その利用を禁止しています。

4 インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI（ChatGPT や Gemini など）の利用を禁止する

5 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイト（Google や Yahoo! など）は、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する

インターネット上で公開され、不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI について、オプトアウト機能※などの情報保護措置がない場合があり、利用者の入力データが生成 AI の学習データとして利用されるリスクや、組織的な管理がされない不適切な利用につながる恐れがあるため、利用を禁止します。

※オプトアウト機能 … 自分の情報を利用されたくない場合、第三者提供をやめるという方式

6 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること

7 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する

組織的に利用している生成 AI であっても、情報セキュリティの観点から、オプトアウト機能などで入力情報が学習されない設定で利用することとし、契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止します。

8 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する

生成された文章が著作権等の侵害につながる可能性が高まるため、既存の著作権物等（作品、キャラクター名等）を想起させるような指示・命令文（プロンプト）を入力することを禁止します。

なお、単に既存の著作権物等をプロンプトとして入力するだけの行為は、直ちに著作権侵害に該当するとは限りませんが、現在想定していない侵害リスクが発生する可能性があります。

9 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること

文章生成 AI には、事実と異なる情報をもっともらしい形で回答する現象「ハルシネーション」が発生する場合があります。そのため、出力内容の根拠、正確性、妥当性、一貫性等を必ず確認し、偏りや差別的な表現が含まれていないか等も確認してください。

10 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること

文章生成 AI の生成物が既存の著作物等と同一又は類似している場合は、生成物を利用する行為が知的財産権の侵害に該当する可能性があります。

文書生成 AI の生成物を利用する際には、著作権、商標権などの知的財産権の法規に抵触しないかを調査してください。

11 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること

なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで、利用すること

文章生成 AI の出力内容は、原則として、加筆・修正のうえ使用することとしますが、出力内容が正確性等を満たしていると判断した場合はそのまま使用することも可能とします。ただし、生成物をそのまま利用する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで、利用してください。

12 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

生成 AI の利用規定外の利用や情報漏えいなどのリスクを防ぐために、誰がどのように生成 AI を使っているかを明確化し管理することが必要です。

また、業務の透明性を確保するためにも、利用ログを記録・管理することが重要です。



3 生成 AI 利用に関する特記仕様書及び生成 AI 利用に関する確認について

「生成 AI 利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理者業務において文章生成 AI を利用する場合には、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」の定めにより、事前に発注者あて所定様式「生成 AI 利用に関する確認依頼書」により確認依頼を提出し、確認を受けてから、利用する必要があります。

「生成 AI 利用に関する確認依頼書」(Word 様式)は水道局ホームページ「[事業者の皆さまへ](#)」のページからダウンロードできます。

(特記仕様書イメージ)

生成 AI 利用に関する特記仕様書
受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版」に定められた以下の利用規定を遵守すること。
生成 AI の利用規定
- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0006652236.html - 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること - 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと - 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する - インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する - 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する - 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること - 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する - 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する - 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること - 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること - 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること - 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

(生成 AI 利用に関する確認依頼書イメージ)

生成 AI を利用する場合に受注者又は指定管理者から発注者へ提出

生成 AI 利用に関する確認依頼書	
令和 年 月 日	
大阪市水道局長	
主たる営業所 (又は支店等) の所在地	
商号又は名称	
代 表 者 (又は受任者) 役 職・氏 名	
【大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版】に定められた利用規定を遵守のうえ、生成 AI を利用しますので、以下の記載事項について確認をお願いします。	
なお、記載内容について、事実と相違ないことを誓約し、変更等が生じた際には改めて確認を依頼します。	
また、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。	
記	
1 契約又は指定管理名称	
2 区分 ☐ 新規（新規業務への利用） ☐ 変更（確認済業務の利用内容の変更）	
3 利用者 ☐ 受注者又は指定管理者 ☐ 再委託又は再々委託等の相手方（社名： ）	
4 文章生成 AI 利用業務内容及び業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト 表面以下のとおり	
5 連絡先 部 署 氏 名 電話番号 メールアドレス	

文章生成 AI 利用業務内容及び業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト	
1 文章生成 AI を利用する業務内容及び利用者の範囲等（別紙添付による報告も可）	
事項	内容
(1) 利用業務内容、利用目的、利用方法 月別の利用業務内容の内訳・利用方法などを記載してください。	・利用業務： ・利用目的： ・利用方法： 上記は、当方の業務支援目的に限定し、生成・出力した内容は検討素材とし、原則 加筆・修正のうえ利用します。
(2) 生成 AI サービス名称、提供元 利用サービス名と提供元を記載してください。	・生成 AI サービス名称： ・提供元：
(3) 利用者の範囲 利用従業員や入居者などを記載してください。	
(4) 情報セキュリティ管理体制 (管理体制、利用ログ管理) 情報セキュリティ管理体制(策定、促進、入居)や 利用者のプライバシー利用ログの管理体制を 記載してください。	・情報セキュリティ管理体制： ・利用ログの管理体制：
2 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト 下記事項を遵守することを確認しました。(確認した項目を〇(チェック))	
遵守事項	
☐ 生成 AI を利用（新規業務への利用又は確認済業務の利用内容の変更）する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用ルールの遵守・誓約内容を事前に発注者宛に確認依頼します。	
☐ 生成 AI は内部業務の支援のための利用に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しません。	
☐ 文章生成 AI 以外の、画像・動画・音声などの生成 AI は利用しません。	
☐ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI は利用しません。	
☐ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用はしません。	
☐ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用します。	
☐ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を入力しません。	
☐ 著作権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力はしません。	
☐ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないが、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認するよう運用します。	
☐ 生成・出力内容は、著作権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないが必ず自ら確認するよう運用します。	
☐ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ利用します。 なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用します。	
☐ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用します。	
以上	

4 生成 AI 利用に関する特記仕様書の運用フロー

